

2026年5月21日

各 位

会社名 株式会社鎌倉新書  
代表者名 代表取締役社長COO 小林 史生  
(コード番号：6184 東証プライム市場)  
問合せ先 常務執行役員 安保 一寛  
(TEL. 03-6262-3521)

### 第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催されました取締役会において、以下のとおり、第三者割当により第10回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 新株予約権を発行する目的及び理由

当社は、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役、執行役員及び従業員（以下「役職員」といいます。）のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブ（ストックオプション）を付与し、役職員を対象としてその将来の貢献期待に応じて企業価値の増加に対する恩恵に浴する機会を提供することで、役職員の貢献意欲や士気をより一層高め、当社を活性化させることに繋がり、もって、当社の企業価値を向上することに繋がることを目的として、新たに信託を用いたインセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）を導入いたします。なお、本制度の導入については、2026年4月24日開催の第42期定時株主総会において承認されております。

本制度の概要につきましては、2026年3月19日付開示資料「第三者割当による新株予約権の無償発行及び信託を用いた役員・従業員に対するインセンティブ制度導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本新株予約権の発行は、本制度導入のために設定される信託（以下「本信託」といいます。）の受託者であるコタエル信託株式会社に対して、総数引受方式の第三者割当の方法により行うものであります。

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は1,070,000株であります。

本新株予約権を行使することができる期間は50年間であり、行使のタイミングは役職員の退職時（取締役にあつては退任時）に限定されておりますが、全て行使された場合は、2026年1月31日現在の当社発行済株式総数41,194,972株を分母とする希薄化率は2.60%に相当し、本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、前述のとおり、本新株予約権は、役職員のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与し、当社の企業価値をより一層向上することに繋がることを目的としております。

加えまして、本新株予約権の行使により発行される株式の総数1,070,000株に対し、当社普通株式の過去6か月間における1日当たり平均出来高は約284,500株であり、一定の流動性を有しております。

また、前述のとおり、本新株予約権の行使期間が50年間であることを考慮すると、短期での希薄化への影響は軽微であると考えられます。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

なお、当社は本新株予約権の発行以前に、2025年12月に第三者割当による新株式の発行を行っております。当新株式の発行につきましては、2025年12月18日付の「資本業務提携、第三者割当による新株式の発行および自己株式の処分、ならびに主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

## 2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	信託受託者であるコタエル信託株式会社に対して、総数引受の第三者割当の方法にて行います。 割り当てる新株予約権の数は、10,700 個です。
(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数	新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数は当社普通株式 100 株とします。
(3) 新株予約権の総数	10,700 個
(4) 新株予約権の払込金額又はその算定方法	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。 本新株予約権は有利発行となりますが、2026 年 4 月 24 日開催の第 42 期定時株主総会において承認されております。
(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額及びその 1 株当たりの金額（行使価額）	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下「行使価格」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は 1 円とします。
(6) 新株予約権の権利行使期間	2027 年 4 月 1 日から 2077 年 3 月 31 日までとします。
(7) 新株予約権の行使の条件	別紙、発行要項をご参照ください。
(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額	別紙 発行要項をご参照ください。
(9) 新株予約権の取得の事由及び取得条件	別紙 発行要項をご参照ください。
(10) 新株予約権の譲渡制限	別紙 発行要項をご参照ください。
(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い	別紙 発行要項をご参照ください。
(12) 新株予約権の割当日	2026 年 6 月 8 日（予定）
(13) 新株予約権証券の発行に関する事項	該当事項はございません。

## 3. 割当予定先の選定理由等

(1) 氏名	コタエル信託株式会社
(2) 住所	東京都千代田区丸の内 2-4-1 丸の内ビルディング
(3) 職業の内容	信託業（管理型信託会社）
(4) 上場会社と当該個人との間の関係	本信託の受託者

#### (1) 割当予定先の概要

コタエル信託株式会社は、信託業法に基づき、内閣総理大臣の登録を受けて、2018年に設立された管理型信託会社です。

なお、割当予定先が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

#### (2) 割当予定先を選定した理由

当社は信託会社として多くの信託型ストックオプションの導入を手がけており十分な実績があること、本信託スキームはコタエル信託株式会社が開発したスキームであり、当社のニーズと合致したものであったこと、2022年に同社を受託者として信託型ストックオプションを導入し適切に管理がなされていること、等を総合的に判断した結果、コタエル信託株式会社を割当予定先として選定しました。

なお、信託においては、信託財産は受託者の相続財産にはならず、さらに受託者の債権者による強制執行が禁じられているため、受託者の倒産の影響を受けません。かかる倒産隔離機能は本信託においても適用されます。

#### (3) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先は信託の受託者であり、本制度の目的及び信託契約に従い、信託設定期間において、当社の指定する役職員に対し、所定の新株予約権が交付されることとなっていることを確認しております。

### 4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

### 5. 本制度の概要と交付する新株予約権の算定方法及び上限

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が設定した信託「1円50信託（退職所得型）」（以下「本信託」といいます。）に対し、当社が1円を行使価格とする新株予約権を第三者割当にて無償で発行し、新株予約権交付規程に基づき役職員に付与されるポイントの数に相当する本新株予約権が本信託を通じて役職員に対して交付されるというインセンティブ制度です。

#### (2) 取締役へ交付される本新株予約権の算定方法及び上限

##### ①本新株予約権の算定方法

本制度において、取締役に対しては下記に定める算定方法により、交付するポイント数を算定し、退任時に、ポイントに見合う本新株予約権を本信託から交付します。

##### ②交付する本新株予約権の上限

当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、今後のより機動的な経営体制の構築や、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化に向けた取締役の人数の増加の可能性等も勘案し、1事業年度あたり495ポイントを上限とします。新株予約権交付規程に基づき、交付する新株予約権の個数は、付与された1ポイントにつき1個を交付するものとして算定するため、1事業年度あたりに付与されるポイントの上限に相当する本新株予約権の数は495個となり、金額は付与された新株予約権の総数（個数）に付与時の新株予約権1個当たりの公正価値を乗じた額となります。なお、目的たる株式の数は本新株予約権1個につき当社普通株式100株となります。

##### ③ポイントの付与方法

- ・毎期に一度、各対象者の職位に応じた基準付与ポイントに対し、評価対象年度の経営成績に応じた算定率を乗じて得られる数のポイントを付与します（小数点未満四捨五入）。
- ・ポイントの付与は、2027年4月以降、原則として毎年4月に、当年1月を終期とする事業年度を評価対象年度として実施します。
- ・各対象者の基準付与ポイントは下表のとおりとします。なお、現任の当社取締役のうち、本制度の対象となる者は代表取締役社長COOの小林史生1名です。（社外取締役・監査等委員である取締役は対象外です。また、清水祐孝氏は一定割合以上の株式を保有する主要株主であるため対象外とします。）

職位	基準付与ポイント
代表取締役社長 COO	90

- ・経営成績に応じた算定率は、当社開示資料により明示される評価対象年度の連結業績予想の調整後 EBITDA に対する実績値の比率とします（小数点第 2 位未満四捨五入）。ただし、その比率が 150% を超えた場合の算定率は 150% とし、70% 以下となった場合の算定率は 0%（則ちポイント付与数 0）とします。
- ・前各号に関わらず、ポイントの付与の対象外とする旨を別途取り決めた者については、ポイントを付与しません。

(3) 当社グループの従業員及び子会社の常勤取締役に交付される本新株予約権の算定方法

①本新株予約権の算定方法

本制度において、当社グループの従業員及び子会社の常勤取締役に対しては下記に定める算定方法により、交付するポイント数を算定し、退職時または退任時に、ポイントに見合う本新株予約権を本信託から交付します。交付する新株予約権の個数は、新株予約権交付規程に基づき、付与された 1 ポイントにつき 1 個を交付するものとします。なお、目的たる株式の数は本新株予約権 1 個につき当社普通株式 100 株となります。

②ポイントの付与方法

- ・毎期に一度、各対象者の職位に応じた基準付与ポイントに対し、評価対象年度の経営成績に応じた算定率及び評価対象年度の人事評価の結果に応じた算定率を乗じて得られる数のポイントを付与します。
- ・ポイントの付与は、2027 年 4 月以降、原則として毎年 4 月に、当年 1 月を終期とする事業年度を評価対象年度として実施します。
- ・各対象者の基準付与ポイントは下表のとおりとします。（※1）（※2）

職位	基準付与ポイント	職位	基準付与ポイント
常務執行役員	40	マネージャー／室長／高度専門職にある者の一部 (※3)	10
執行役員	30		
子会社代表取締役	20		
部長	10		

（※1）対象年度の途中で職位に就いた場合あるいは対象年度の途中で職位に変更があった場合は、上表の各該当職位の基準付与ポイントに在職月数を 12 で除した数を乗じて得られる数（小数点未満四捨五入）を基準付与ポイントとします。ただし、対象年度の末日において、対象職位に 3 ヶ月以上継続的に就任している者をポイント付与の対象とします。

（※2）複数の職位を兼務している間は、最上位の職位の基準付与ポイントのみを算定に用います。

（※3）役割や担当プロジェクトの経営への影響度が特に大きいと認められる者を、原則として対象年度中の 4 月に評価委員会の決議により指定し、各対象者に通知します。

- ・当社等の経営成績に応じた算定率は、当社開示資料により明示される評価対象年度の連結業績予想の調整後 EBITDA に対する実績値の比率とします（小数点第 2 位未満四捨五入）。ただし、その比率が 150% を超えた場合の算定率は 150% とし、70% 以下となった場合の算定率は 0%（則ちポイント付与数 0）とします。
- ・評価対象年度の人事評価の結果に応じた算定率は、評価対象年度の上半期及び下半期の成果評価の結果を以下の評価値に置き換え、通年で平均化した値とします。

評価	評価値	評価	評価値
SS	140%	A-	90%
S+	130%	B+	85%
S	120%	B	80%
A+	110%	C	60%
A	100%		

- ・ポイントを付与された者が当社グループの従業員であって、入社日から 3 年以内に退職する場合は、前項により算定される個数の 80% の個数（小数点未満四捨五入）の新株予約権を交付します。

以上

別紙

株式会社鎌倉新書  
 第10回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

10,700個

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権1個あたりの発行価額は、0円とする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

ただし、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1円とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式移転または株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2027年4月1日からとし、期間は2027年3月31日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円

未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。また、当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権に係る受益者が確定した後、当該受益者に対する当該新株予約権の交付前に当該受益者が死亡したときは、当該受益者に交付すべき新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ② 当社と契約関係のある信託会社が新株予約権者である場合において、当該信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権について受益者が確定しないまま当該信託に係る契約が終了したとき、当該新株予約権の権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- ③ 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、下記5.（1）における「当社取締役会が別途定める日」以降、当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権の行使は認めないものとし、当該合併契約、当該会社分割、当該株式交換、当該株式交付または当該株式移転の効力発生日の時点で当社と契約関係のある信託会社を受託者とする信託の信託財産に属する新株予約権は消滅するものとする。疑義を避けるために付言すると、本号に基づく消滅は、6. に基づき再編対象会社（6. に定める意味を有します。）の新株予約権が当社と契約関係のある信託会社に交付されることを妨げない。
- ④ 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 新株予約権1個未満の行使は認めない。
- ⑥ 新株予約権者は、新株予約権の交付時において、当社、当社子会社または関連会社（制度対象グループ会社）の取締役、執行役、監査役、従業員の地位を有していなければならず、原則、交付後10日以内に権利行使をおこなうものとする。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

4. 新株予約権の割当日

2026年6月8日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合（疑義を避けるために付言すると、会社法第287条の規定に基づき新株予約権が消滅する場合を除く。）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が新株予約権者である場合にはこの限りではない。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社またはその親会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の

条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1) に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3. (4) に準じて決定する。
  - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (7) その他新株予約権の行使の条件  
上記3. (6) に準じて決定する。
  - (8) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5に準じて決定する。
  - (9) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項  
当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

以上